

保存用資料

自分の老後を守る任意後見制度

皆様で「老後は子供に任せておけば安心」と自信をもって言える方はどれくらいいるでしょうか？残念ながら、年齢とともに判断能力は衰えていきます。

日本の社会は世界でも類を見ないほど超高齢・少子化が進み、子供が親の老後をまるごと引き受けてくれる時代は、過去のものとなってしまいました。

また、子供が何人かいても、子供同士が親の介護や財産の管理でもめることは珍しくなく、さらに親の財産を有効に活用してくれるとは限りません。

残念ながら**高齢者は自分の老後の生活や財産を自ら守る必要に迫られています。**

平成12年4月にスタートした任意後見制度は年々利用が増加しており、最高裁判所の統計によると平成22年では8,904件と多くの方が利用しております。

任意後見制度とは、判断能力がしっかりしているうちに予め契約により、自分に代わって財産管理をしてくれる人（「任意後見人」といいます。）を選んでおき、自分の判断能力が低下したら予め定めておいた範囲の事務処理を代わってしてもらう制度です。

任意後見契約は必ず公正証書で作成します。そして、実際にご本人の判断能力が低下した際には裁判所に任意後見監督人を選任してもらい、業務の適正を監督してくれます。任意後見人は、成人であれば原則として誰でもなることができますので、自分の子供や兄弟姉妹などの親族や親しい友人など信頼できる方でもかまいませんし、弁護士や司法書士などの専門家を選ぶことも出来ます。

任意後見人をお願いできる内容は、生活や療養看護から財産の管理に関することまで委託することが出来ます。任意後見人は家族などの近親者とする方が7割近くみえますが、親の面倒を誰が看るのか子供達にとっても大きな問題となる場合があります。

最近では、残念ながら高齢者虐待や身内による高齢者の財産の使い込みなどによる親族間のトラブルも多発しています。適性に親の財産管理をしているにもかかわらず、他の兄弟から疑いを掛けられトラブルに発展する場合があります。

例えば、長男夫婦と折り合いが悪くなり、長女が面倒を看る場合に、長女と任意後見契約を結ぶことも有効な方法です。長女としても任意後見監督人の監督の下で財産の管理などを行い、長男から余計な疑いをかけられることなく安心して親の面倒が看られます。

また、相続税対策をされている方についても、認知症など判断能力が衰えた方については原則相続税対策が出来なくなる恐れもありますが、任意後見契約をしておくことで有効に相続税対策が継続できる可能性もあります。

任意後見制度は、ご本人の財産を守り、不要な親族間のトラブルを予防するためにも大変重要な制度です。ぜひ有効に活用して下さい。

最後までありがとうございました。

文責 土屋博史

● 表面記事担当

● 裏面記事担当

相続コンサルティング(株)
不動産コンサルタント 名和泰典
定期相続セミナー開催 2.5.8.11月



司法書士 土屋博史 事務所
不動産登記・商業登記・裁判手続
岐阜県瑞穂市別府965番地
電話 058-329-2398

